

農薬類の分類見直しについて（案）

1. 分類見直しの検討

(1) これまでの検討経緯

農薬の取扱いについては、厚生科学審議会答申（平成 15 年 4 月）において、①水質基準への分類要件に適合する農薬については、個別に水質基準を設定する、②分類要件に適合しない農薬については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないこととする総農薬方式により、水質管理目標設定項目に位置付けることとされている。

$$DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$$

※DIは検出指標値、 DV_i は農薬 i の検出値、 GV_i は農薬 i の目標値

水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日付け局長通知）」により定められており、農薬はその全部が、「農薬類」として「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置付けられている。

同通知では、測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるとしており、浄水で検出される可能性の高い農薬について検出状況や使用量などを勘案して、「別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト」に 102 の農薬の目標値、検査方法等を提示している。

また、102 農薬以外の農薬類であって、当時の国内推定出荷量が一定以上であるものの等を第 2 候補群又は第 3 候補群として、目標値の見直しを行ってきた。

水道事業者等においては、農薬類の検査を水道水質検査計画に位置づけて、検査を実施しているところであり、検出状況や出荷量、ADI の見直し状況等を踏まえ、農薬類の分類を見直したものである。

農薬類の分類見直しについては、現行の検討対象農薬 206 物質（第 1 候補群 102 物質、第 2 候補群 26 物質及び第 3 候補群 78 物質）に、厚生労働科学研究「水道における水質リスク評価および管理に関する総合研究」により設置している農薬分科会の研究対象物質等 37 物質を追加した 243 物質を対象として検討を行った。

（参考）検討対象農薬類に追加した農薬類

農薬分科会において、現行の第 1 候補群、第 2 候補群及び第 3 候補群の農薬類に加えて、国内で使用実績のある農薬類（農薬取締法に基づき登録されている農薬及び登録は失効したが過去使用されていた農薬類）等のうち、以下の①から③のいずれかの要件を満たすものを抽出した。

- ① 平成 19～21 年の国内推定出荷量を ADI で除した値が、除草剤、殺虫剤、殺菌剤ごとにそれぞれ上位 30 位までに入るもの。
- ② 平成 19～21 年の国内推定出荷量が上位 30 位までに入るもの。

③ ゴルフ場使用農薬の暫定指導指針の対象農薬、国内における水道水中の農薬の存在に関する調査研究の対象となっている農薬等（具体的には以下の(a)～(c)に該当する農薬を選定した）。

(a) 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の対象農薬

(b) 厚生労働科学研究において研究対象となった農薬

(c) 他の要件に該当しない農薬のうち、平成 19～21 年の 3 年間で出荷量が急増しており、今後出荷量の増大の可能性があるもの

さらに、平成 23 年度に検出実績がある物質及び試験環境における環境中予測濃度が一定程度を超えた物質についても、検討対象農薬類に追加した。

また、分類見直しの考え方については、平成 22 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会、平成 23 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会、第 12 回厚生科学審議会生活環境水道部会及び平成 24 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会の審議を経て、了承されている。

(2) 分類見直しに係る論点について

農薬類の分類見直しに当たっては、以下の点について検討を行った。

ア. 分類区分の数及び名称について

現行の 3 分類は、未検討の農薬と測定実績のある農薬を区別し、細分化する。また、その際、定義がわかるような名称に見直す。

イ. 浄水で検出される可能性の高い農薬類の選定について

浄水で検出される可能性の高い農薬として挙げるべき農薬類の選出に当たっては、出荷量及び出荷量を ADI で除した値等を考慮する。分類・選別は、検出のおそれに注目する。

水田と畑地とでは河川水への流出の度合いが異なることから、検出のおそれの判定に当たっては、水田出荷量を考慮する。

残留性や分解性等農薬類の性質により自然界における挙動が変わってくることに留意が必要であることから、検出のおそれの評価に当たっては、土壌吸着性、土壌中分解性、水中分解性について考慮する。

地域により使用される農薬類は異なることから、国内推定出荷量が少ない場合であっても、地域によっては出荷量の多い農薬類があることから、全国を 10 地域に分けて、地域ごとの検出のおそれを考慮する。

ウ. Σ値の対象とする農薬について

水質管理目標を定めた 15 年局長通知において、「測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するもの」とされているが、「検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬」としてリストアップされた別添 2 の対象農薬リストをそのまま Σ値の対象としている

水道事業者等が多い。しかしながら、農薬が意図的に環境中に放出される特異な物質であり、農薬類全体が水質管理目標設定項目とされていることから、対象農薬リストの位置付け（浄水で検出される可能性の高い農薬）に即して、対象農薬リストにない農薬をΣ値の対象としやすいよう、目標値及び検査方法を整理する。

エ. 検査方法の確立と選定との関係について

対象農薬リストへの掲載のためには、15年課長通知に定める標準検査法の確立が必要とされてきた。

標準検査法の確立には、検査方法の開発だけでなく、分析精度等、測定結果の信頼性の確保のためのバリデーションが必須であり、検出のおそれのある農薬類に係る標準検査法の確立は、時間面・費用面・労力面で容易ではなく、水道水源で検出される蓋然性が高い農薬をカバーすることが事実上困難な状況にある。

先行している食品中の残留農薬試験法の考え方に習い、水道分野においても水道水質試験法における妥当性評価ガイドラインを作成し、これを適用した標準検査法以外の検査法による測定を促すことによって、ある一定以上の信頼性が確保された水道水中の農薬の検出データの収集を可能とする。

平成24年9月に作成した妥当性評価ガイドラインに基づく検査が行われることにより、目標値の1%を超えて検出のおそれがある農薬類については、標準検査法の有無にかかわらず、対象農薬リストに掲載することが可能になる。

対象農薬リストに掲載された農薬類のうち標準検査法が整備されていないものについては、水道事業体における妥当性評価ガイドラインに基づく検査を実施しつつ、得られた検出濃度レベルや検出頻度から標準検査法を整備する農薬類の優先順位を定め、一斉分析法を基本として標準検査法の設定を進める。妥当性評価ガイドラインによって妥当性が評価された検査法に係る知見は、標準検査法の制定のための基礎情報として活用することができ、これまで未整備であった農薬類の標準検査法設定を迅速化する効果が期待できる。

(3) 目標値の取扱いについて

ア. 設定手続き中の目標値について

今般の見直しは、平成25年4月1日の施行を予定している。

新たな目標値案（見直し含む）の方針が平成24年3月の厚生科学審議会生活環境水道部会に示されているものについては、平成24年度中に実施するパブリックコメントを踏まえ、厚生科学審議会生活環境水道部会において審議後、目標値が設定されることから、設定済みの目標値と同様に取り扱う。

平成24年3月以降の食品安全委員会答申による目標値の見直しについては、次回の厚生科学審議会生活環境水道部会で方針を決定後、平成25年度のパブリックコメント手続きを経て設定される。平成25年4月1日までに水質基準逐次改正検討会です承が得られた目標値案については、暫定目標値として取り扱う。

イ. 分解生成物の取扱いについて

環境中の加水分解、塩素消毒による酸化分解によって生成する物質のうち、有機りん系農薬のオキソン体は課長通知により検査法が定められている。分解生成物であると同時に農薬成分である物質や、複数の農薬成分から生成される分解生成物もあるが、検査対象及び評価対象としては、原則として、水道水中に存在し、摂取される形態とする。

検討対象の農薬類は、農薬登録されている農薬の製剤中の有効成分をもとにしているため、塩類が異なる場合には別の物質として整理されている。農薬成分としては、ナトリウム塩、カリウム塩、酢酸塩等が多数登録されているが、水道原水及び水道水中では様々な塩の形態で存在しており、塩を特定した分析はできないことから、目標値の対象は塩のない名称を使用するものとし、検査結果の表記に当たっても注意する。

また、農薬成分は、環境中の加水分解、塩素消毒による酸化分解によって分解生成物を生成する。分解生成物の中には、複数の農薬成分から生成されるものや農薬以外からも由来するものもあるが、摂取によるヒトへの健康影響を評価する場合には、由来によらず合算して評価する。

分解生成物の健康影響評価については、分解生成物であると同時に農薬成分である物質の場合には、当該農薬成分の評価結果を使用する。

2. 農薬類の新分類区分

水道原水から検出される可能性の大きさから、以下の通り分類を見直す。

なお、農薬類の目標値は、対象農薬リストへの掲載の有無にかかわらず、随時見直しを行うとともに、その結果を公開し、水道事業体による検査結果の判定の目安とする。

(1) 水質基準農薬類<変更なし>

対象農薬リスト掲載項目であって、その浄水における検出状況から、最近3ヵ年継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する、又は最近5ヵ年の間に目標値超過地点が1地点以上存在する農薬類については、水質基準項目とする。

※平成22年2月の厚生科学審議会生活環境水道部会で了承された分類見直しの考え方に沿ったもの

(2) 対象農薬リスト掲載農薬類

目標値が設定されており、目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのある農薬類や検出のおそれが小さくとも社会的な要請がある農薬類は、「当該農薬類を使用している地域の浄水から検出される可能性が高く監視が必要な農薬」として、15年局長通知の対象農薬リストに掲載し、標準検査法を設定する。

標準検査法が設定されるまでの間は、既存の検査法があればこれについて妥当性評価を行い、モニタリングすることとする。

(3) 要検討農薬類

対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬類を要検討農薬類とする。要検討農薬類には、目標値が未設定であるが、既存の ADI を用いて算定される評価値の 1 % を超えて検出されるおそれがあるものが含まれる。

要検討農薬類についても、対象農薬リスト掲載項目との一斉分析が可能な農薬類について、標準検査法の設定を検討する。

(4) その他農薬類

抽出された農薬類のうち、ADI 当たりの使用量及び流出リスクの高い水田使用状況から判断して、目標値の 1 % を超えて浄水から検出されるおそれが特に小さい農薬類は、その他農薬類として知見収集の優先順位を下げる。ただし、使用量が多いが ADI が大きいことから対象農薬リストに掲載されない農薬類については、要検討農薬類として知見の収集に努める。

その他農薬類についても要検討農薬類と同様に標準検査法の設定を検討する。

(5) 除外農薬類

対象農薬リストに掲載され、標準検査法による過年度における十分な数の測定が行われた結果、検出状況、出荷状況（登録の失効を含む）等から、散布時期であっても目標値の 1 % を超えて浄水から検出されるおそれがほとんどないと見込まれる農薬類は、対象農薬リストから除外し、除外農薬類とする。

除外農薬類に係る標準検査法は、引き続き、通知に掲載し、モニタリングを希望する水道事業体の用に供する。

新分類名	考え方
水質基準農薬類	現行の対象農薬リスト掲載項目であって、その浄水における検出状況から、最近3ヵ年継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する、又は最近5ヵ年の間に目標値超過地点が1地点以上存在するもの
対象農薬リスト掲載農薬類	測定すれば目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるもの 社会的な要請があるもの
要検討農薬類	目標値が設定された場合、その1%を超えて浄水から検出されるおそれがあるものであり、対象農薬リスト掲載項目に準じて知見の収集に努めるもの
その他農薬類	測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの
除外農薬類	現行の対象農薬リストに掲載され、過年度の測定結果、出荷状況（登録の失効を含む）等から目標値の1%を超えて検出される蓋然性がないもの

3. 検討対象農薬類の再分類

(1) 検討対象農薬類の再分類の考え方

検討対象農薬類について、現行の区分ごとに以下により再分類する。

ア. 第1候補群

第1候補群の農薬類は、すべてが対象農薬リストに掲載されており、標準検査法が定められ、目標値の1%値を目安として浄水及び原水における検査結果が蓄積されている。

第1候補群の農薬類については、使用状況及び検出状況から、水質基準項目とする農薬と引き続き対象農薬リストに掲載する対象農薬リスト掲載農薬類と対象農薬リストから除外する除外農薬類に再分類する。

以下の条件に当てはまる農薬類であって社会的な要請の低いものを除外農薬類とする。

- ・使用状況については、失効等による使用量の減少、都道府県別出荷量の傾向（特に増加していないこと）等を考慮する。
- ・検出状況については、十分な検査実績があり、かつ、それらの検査結果の過去5年間の最大値が評価値の1%を上回っていないことを条件とする。

イ. 第2候補群、第3候補群及び追加農薬類

対象農薬リストに掲載されていない第2候補群、第3候補群及び追加農薬類の農薬は、水道原水中の農薬の検査が可能なものも含まれているが、水道水源における検査結果の蓄積が十分ではない。目標値の1%を超えて検出されるおそれの程度に応じて、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類のいずれかに分類し、おそれの大きいものについて優先的に検出状況に係る情報を収集するものとする。

- ・目標値の1%を超えて検出されている農薬類は、対象農薬リストに掲載する。
- ・目標値の1%を超す検出実績のない農薬類であって、使用状況等から1%を超えて検出されるおそれが高い農薬類を対象農薬リストに掲載する。ただし、目標値が未設定のものについては、設定されるまでの間、要検討農薬類とする。
- ・以上に当てはまらない農薬類は、その他農薬類とする。ただし、出荷量が多いがADIが大きいいため目標値の1%を超すおそれが小さい農薬類については、水道水源への流入抑制の観点から要検討農薬類とする。

(参考) 対応関係

新分類	検討対象農薬類 (243 物質)		
	第1候補群	第2候補群	第3候補群 追加農薬類
水質基準農薬類	1 地点以上で目標値を超える蓋然性が高い	同左	同左
対象リスト掲載農薬類	その他の第1候補群	1%超検出の実績あり 1%超検出のおそれが高く、目標値設定済	同左
要検討農薬類	—	1%超検出のおそれが高いが目標値未設定 出荷量が多い	同左
除外農薬類	1%超検出のおそれなし 1%超検出の実績なし 社会的にも要請されていない	—	—
その他農薬類	—	その他の第2候補群	その他の第3候補群・追加農薬類

(2) 再分類後の見直し方法

目標値については随時見直しを行うとともに、最新の目標値に対する10%、1%超過状況を収集し、要検討農薬類からの見直しの必要性を検討する。

また、出荷量等の統計資料を概ね3年ごとに整理し、使用状況の変化に対応して、検討対象農薬の再抽出及び検出のおそれの再判定を行い、選定条件に合致しなくなった農薬類であって1%超検出実績のない対象農薬リスト掲載農薬又は要検討農薬類は除外農薬類とする。

4. 検出のおそれの検討

(1) 検出のおそれの判断に使用したデータソース

① 農薬出荷量

平成19～21年の年間出荷量の平均値とする。

② 目標値

平成25年4月1日に施行される予定の目標値及び同時点で案が提示されている暫定目標値を使用する。

③ 検出状況

指標の検討には、農薬分科会による平成19～22年度の実態調査結果を使用する。なお、厚生労働省によるアンケート結果については、重複が考えられることから使用しない。

検出実績のある農薬類の抽出については、農薬分科会における平成23年度の実態調査結果のほか、水道統計水質編平成19～22年度のデータも使用する。

(2) 指標の検討

現在の第1候補群及び第2候補群の農薬類を対象として、目標値の1%を超えて検出される農薬を適正に選択することができる指標の検討を行った。

検討した指標は次の通りである。

- ① 出荷量÷ADI÷面積
- ② 出荷量÷面積
- ③ 水田出荷量÷ADI÷面積
- ④ 水田出荷量÷面積
- ⑤ 水田出荷量×10^(スコア Y+スコア Z-6) ÷ADI÷面積
- ⑥ 水田出荷量×10^(スコア Y+スコア Z-6) ÷面積

注) 10^(スコア Y+スコア Z-6) : Y 値は土壌吸着(Koc)と分解(土壌中半減期)に関するスコア値, Z 値は水中分解(水中半減期)に関するスコア値, Tani *et al.* (2012) Selecting analytical target pesticides in monitoring: Sensitivity analysis and scoring. Water Research 46(3), 741-749.

さらに、地域性を考慮するため、①～⑥それぞれについて、全国を10地域に分けたうえで10地域ごとに求められる値の最大値を求めるとし、⑦～⑫とした。

指標の検討は、全農薬が含まれる①、②、⑦及び⑧、水田農薬のみを対象とする③～⑥及び⑨～⑫からそれぞれ1つずつを取り出し、4×8=32通りの組み合わせの中から、検出実績のある農薬が選択され、かつ、検出実績のない農薬が選択されないための最も効率的な組み合わせを選ぶ方法により行った。効率性の指標には、全国的に測定実績が十分な現第1候補群農薬に着目し、選択農薬に含まれる検出農薬数を選択農薬に含まれる現第1候補群農薬数で割った値(=検出率)を用いた。検出データは農薬分科会の実態調査及び水道統計の検査結果を、出荷量は2007～2009年の平均年間出荷量を用いた。

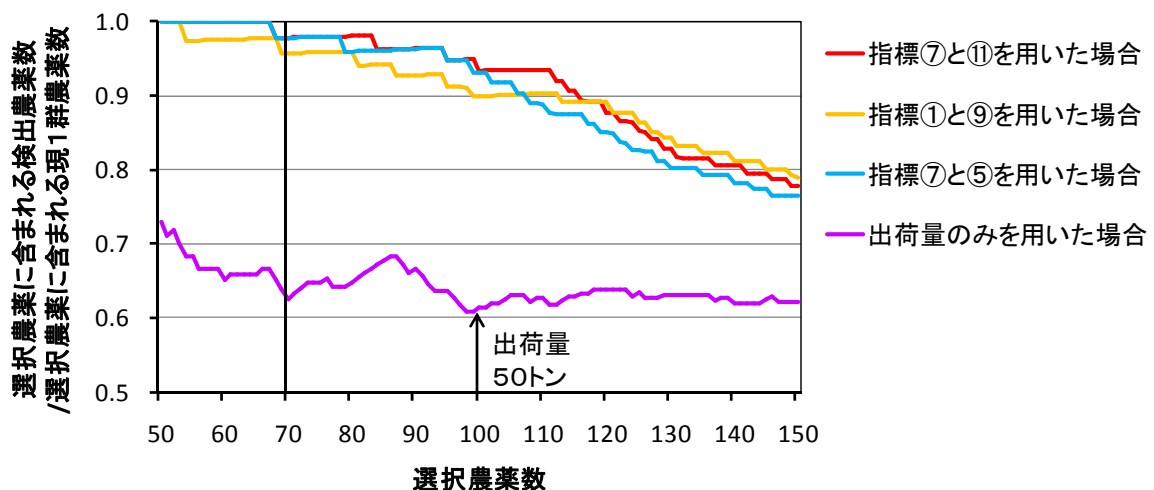


図 選択農薬数と検出率との関係

選択農薬数を 50～150 の間で 100 段階変化させた場合、検出率の最大値の約 6 割 (62 回/100 段階) は指標⑦値と指標⑪値の組み合わせによってもたらされた。

表 検出率の最大値を与えた指標の組み合わせ

指標 B \ 指標 A	①出荷量 /ADI/面積	②出荷量/面積	⑦MAX[(出荷量 /ADI/面積) i]	⑧MAX[(出荷量/面積) i]
③水田出荷量/ADI/面積	8	7	21	8
④水田出荷量/面積	0	0	0	0
⑤水田出荷量×10 ^(スコアY+スコアZ-6) /ADI/面積	11	11	22	12
⑥水田出荷量×10 ^(スコアY+スコアZ-6) /面積	0	0	0	0
⑨MAX[(水田出荷量/ADI/面積) i]	38	3	15	4
⑩MAX[(水田出荷量/面積) i]	0	0	0	0
⑪MAX[(水田出荷量×10 ^(スコアY+スコアZ-6) /ADI/面積) i]	12	0	62	0
⑫MAX[(水田出荷量×10 ^(スコアY+スコアZ-6) /面積) i]	0	0	0	0

32 種の組み合わせの中で、検出率が最大値を与えた回数が最も多かったのは、指標⑦MAX[(出荷量/ADI/面積)i]と指標⑪MAX[(水田出荷量×10^(スコアY+スコアZ-6) /ADI/面積)i]の組み合わせであったため、この指標⑦と⑪の組み合わせを用いて、対象農薬リスト掲載農薬候補を選択することが妥当であると考えられる。

(3) 対象農薬リスト掲載農薬類の選択基準

対象農薬リスト掲載農薬類の選択に当たっては、指標⑦及び⑪の組み合わせから、第 1 候補群農薬類の目標値の 1% に対する検出状況をよく表す基準線を引くこととした。

選択の検討に用いた基準線は次のとおりである。

- ・第 1 選択基準線：含まれる第 1 候補群 40 物質すべて 1% 超検出
- ・第 2 選択基準線：第 1 選択基準線外の第 1 候補群 12 物質のうち 10 物質が 1% 超検出
- ・第 3 選択基準線：第 2 選択基準線外の第 1 候補群 10 物質のうち 4 物質が 1% 超検出

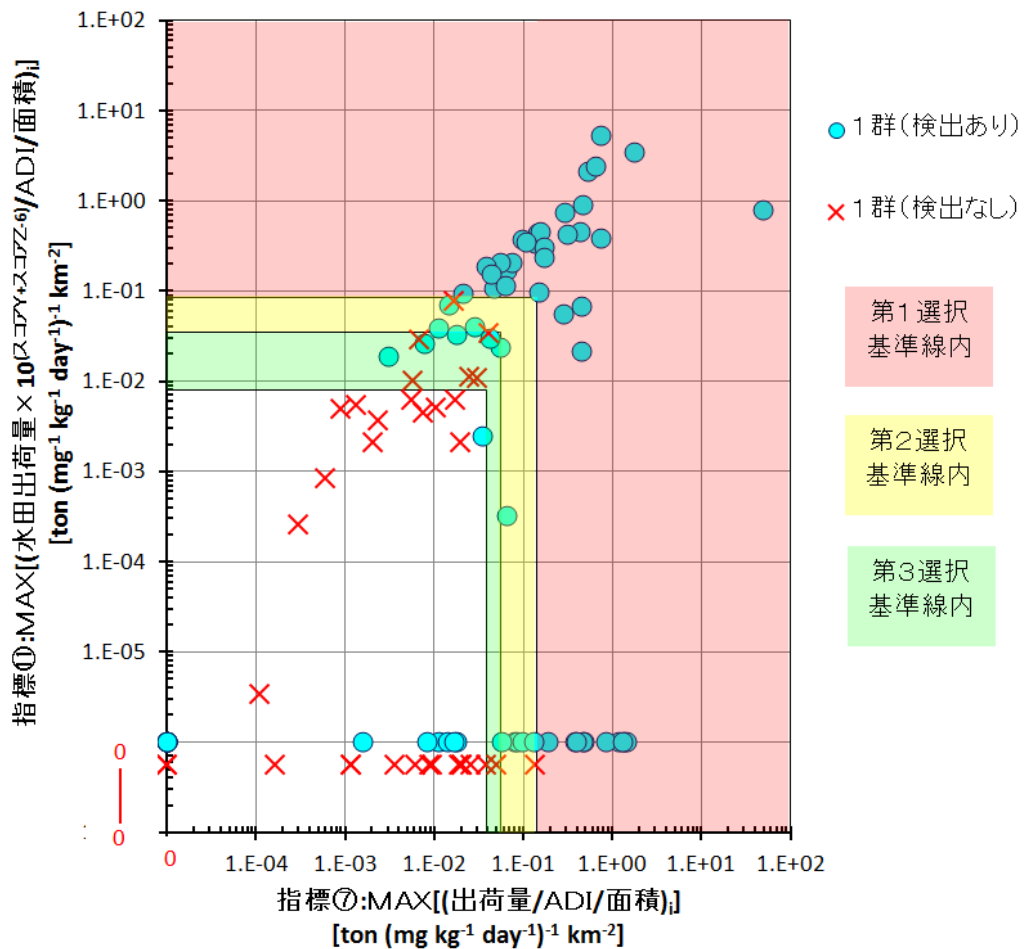


図 各基準線と指標⑦, 指標⑪との関係② 現第1候補群農薬

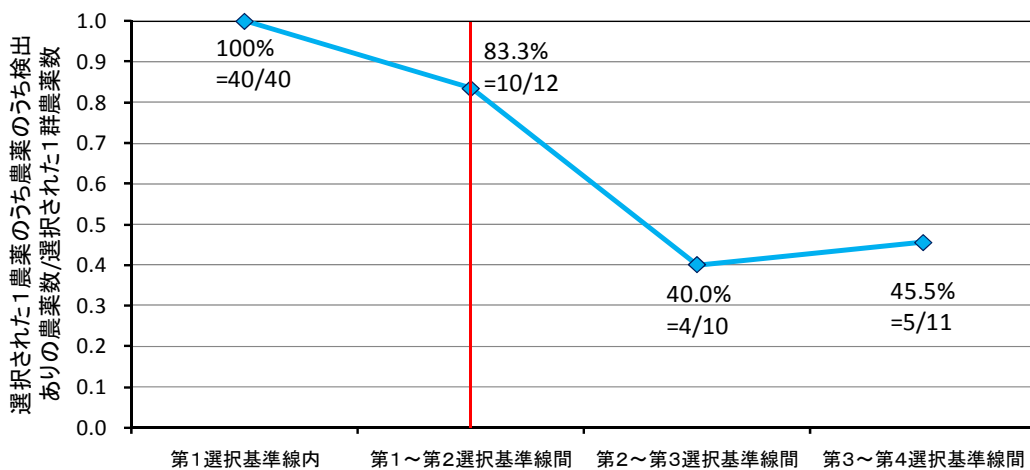


図 各基準線間における, 選択となる第1候補群農薬が検出ありとなる可能性

このうち、第2選択基準線に当てはまる第2候補群、第3候補群及び追加農薬類を選択する。選択された農薬類のうち、暫定目標値を含む目標値がある農薬類を対象農薬リストに掲載し、目標値のないものは要検討農薬類とする。

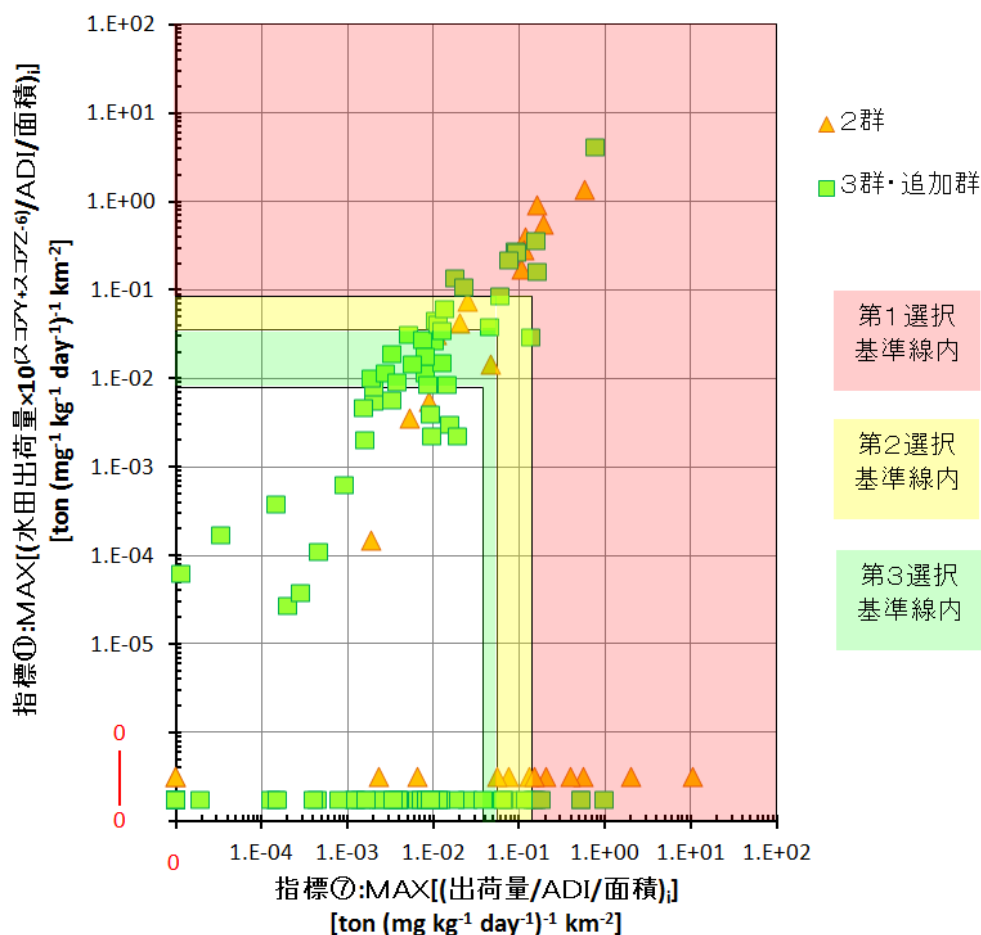


図 各基準線と指標⑦，指標⑪との関係③ 現第2候補群、第3候補群、追加農薬類

また、第2選択基準線に当てはまらない農薬類であっても、成分ベースの出荷量が年間50t以上の農薬類は、要検討農薬類とする。

(4) 対象農薬リスト掲載農薬類の除外基準

対象農薬リストからの除外についても同様に指標⑦及び⑪の組み合わせから、第1候補群農薬類の目標値の1%に対する検出状況をよく表す基準線を引くこととした。

- ・第1除外基準線：含まれる第1候補群17物質のうち10物質が1%超不検出
- ・第2除外基準線：第1除外基準線外の第1候補群12物質のうち10物質が1%超不検出
- ・第3除外基準線：第2除外基準線外の第1候補群16物質のうち10物質が1%超不検出

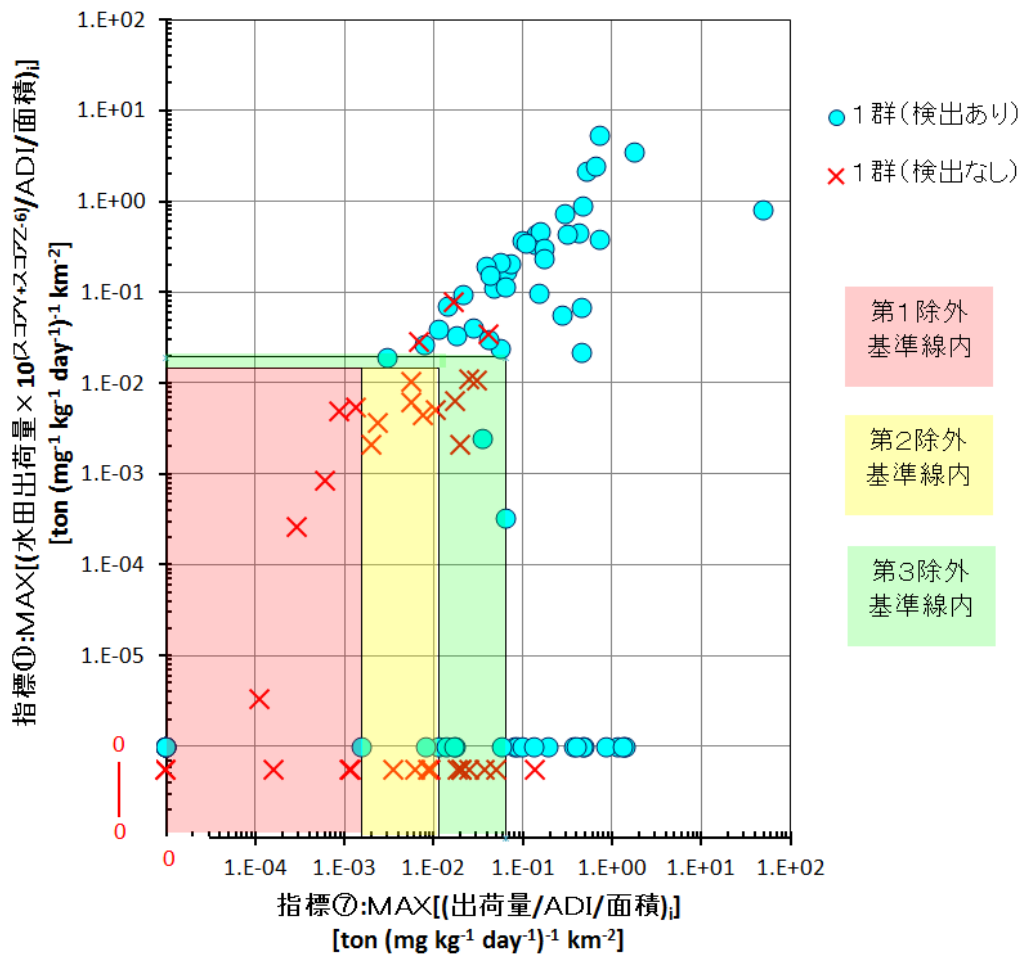


図 各除外基準線と指標⑦, 指標⑪との関係② 現第1候補群農薬

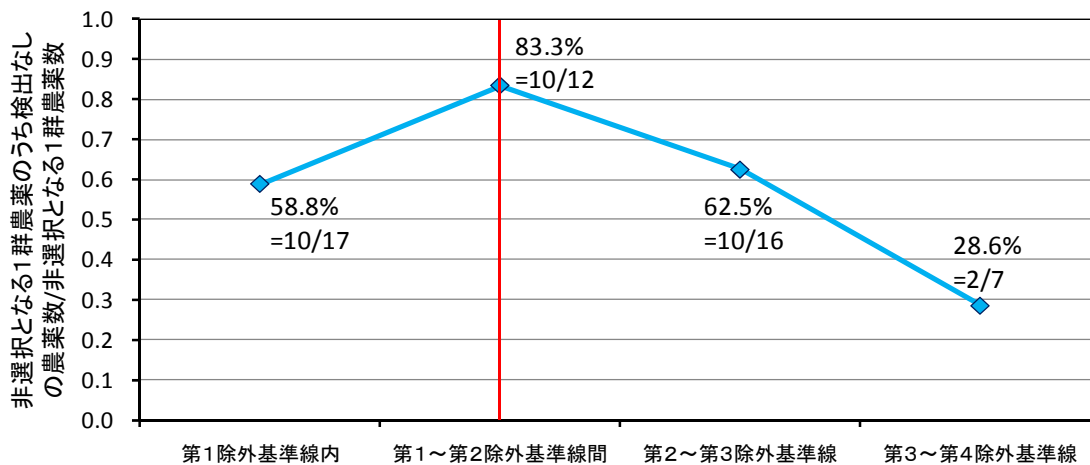


図 各基準線間における, 非選択となる第1候補群農薬が検出なしとなる可能性

除外基準は、第2除外基準線とし、このうち、1%を超えて検出されていない20物質を除外する。

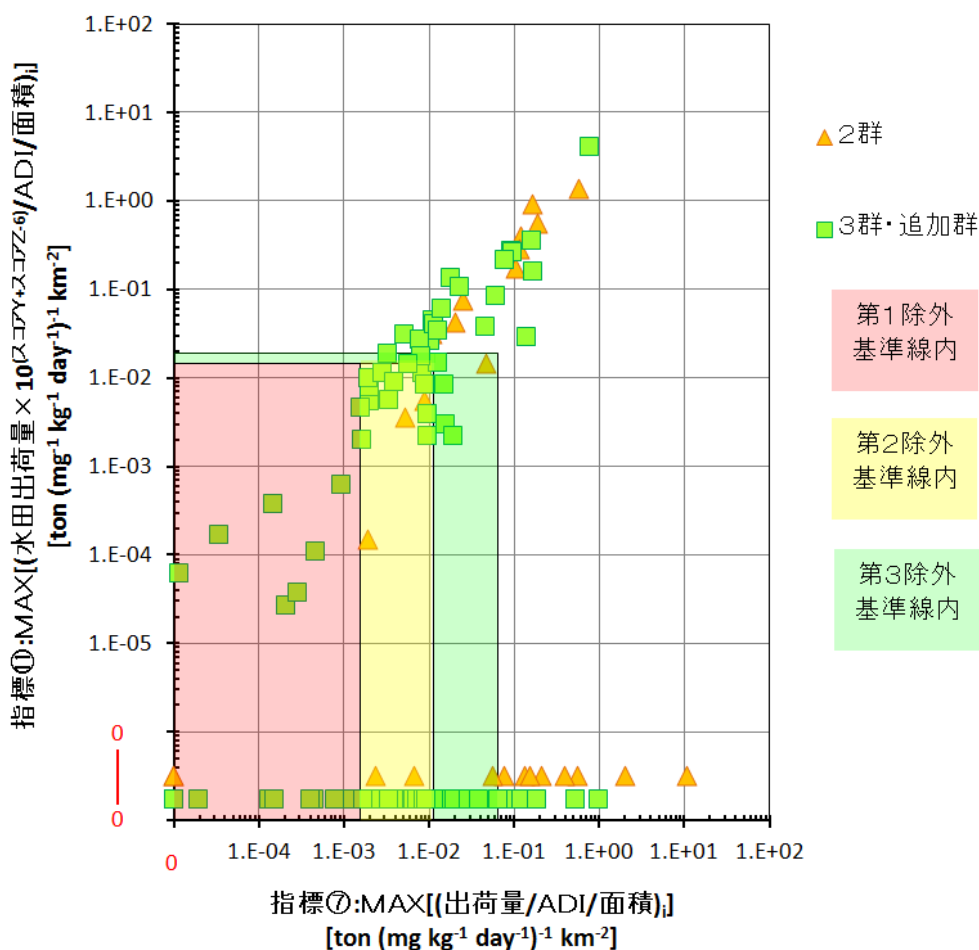


図 各除外基準線と指標⑦、指標⑪との関係③ 現第2候補群、第3候補群、追加農薬類

(5) 平成23年度に検出実績がある農薬類の扱い

平成23年度に検出実績がある農薬類については、その理由を考察したうえで、対象農薬リストに掲載するものとする。一方、選択基準線又は除外基準線によって対象農薬リストに掲載することとされた農薬類については、実態調査で検出されていないことをもって除外することはしない。

この考え方により、出荷量が少ないことから当初検討対象外としていた1物質を対象農薬リスト掲載農薬類として追加する。

(6) 環境省による環境中予測濃度（PEC）の活用を検討

環境省では、農薬使用に伴う水質汚濁防止の観点から農薬取締法に基づく登録保留基準を定めているが、ばく露評価に当たっては、登録申請者による環境中予測濃度（PEC）を提出させることとしている。PECの算出は、当初は水田農薬のみが対象であったが、徐々に拡大され、現在では全農薬が対象である。

PEC は、数値試験による Tier1、試験環境による Tier2、実水田や模擬ほ場における流出試験・ドリフト試験である Tier3 の3段階で構成され、安全側で計算された Tier1 で問題がある場合に Tier2 が、Tier2 でも問題が払拭されない場合には Tier3 を実施することとされている。

登録保留基準は新規登録農薬のみに適用されるものであるが、既登録農薬についても随時 PEC が追加されている。平成 24 年 11 月末時点で 146 の農薬成分の PEC が公表されており、このうち Tier2 を行ったのは 13 物質である。

PEC については、以下の課題がある。

- ① Tier1 のみを実施している場合には影響が過大に評価される。
- ② 標準的な流域を想定しており実環境中における水道水源直上流域での農薬散布対しては過小評価となる。
- ③ PEC のない農薬が多数存在している。

PEC にはこのような課題があるが、水道水源に到達する農薬の検出のおそれは、散布量のみならず、散布方法、ほ場からの流出しやすさ、ほ場及び環境水中での分解性、以上を含めた水道水源への流達性等の影響を受ける。農薬の多くは使用時期が限られており、散布時期に合わせたモニタリングを行うことには一定の限度があることから、今後、PEC を優先順位を決めるためのスクリーニングや対象農薬リストから除外するための補強資料等として活用することを検討する必要がある。

今般の見直しにあたっては、Tier2 が目標値の 10% を超えた物質及び当該農薬の普及率に鑑みて 10% を超えるおそれのある物質を検討対象に追加し、検出のおそれの判定を行った。

(7) 検討結果（平成 24 年 12 月 25 日時点）

現行分類	見直し前	選択・除外等							見直し後分類			
		選択			除外		項目統合		対象農薬リスト掲載農薬類	要検討農薬類	その他農薬類	除外農薬類
		第2選択基準線内	出荷量 50 t 以上	目標値なし・予定	第2除外基準線内	1%超検出あり	統合減	統合増				
第1候補群	102	0	0	1	20	6	2	1	87	0	0	14
第2候補群	26	17	3	0	0	0	4	0	14	3	5	0
第3候補群	78	12	2	0	0	0	1	0	12	2	63	0
追加農薬類	37	15	6	12	0	0	3	0	7	11	16	0
総計	243	44	11	13	20	6	10	1	120	16	84	14

5. 今後の予定

見直し案については、パブリックコメント手続きの後、厚生科学審議会生活環境水道部会における審議等を経て、平成 25 年 4 月 1 日から施行するよう関係通知を改正する。

また、標準検査法についても見直しを行い、GC-MS、LC-MS(/MS)による一斉分析が可能な農薬類について通知検査法を作成する。